

平成23年 6月24日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹村景子 殿

大阪大学総務企画部長

中村信

平成23年6月24日付け申入れへの回答

標記の件について、日程調整の都合等もあろうことから、まずは以下の2点について回答します。

大阪府労働委員会からの救済命令を速やかに履行することについては、貴組合からの平成23年4月18日付け申入書に対する同年4月22日付け回答文書の中でも説明しておりますとおり、大学としては、大阪府労働委員会からの救済命令を不服として、労働組合法の定めにより、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったところです。

この再審査の申立ては、初審命令には事実認定および法律上の判断に誤りがあり、取り消されるべきであるとの観点から行ったものであり、現状では当該命令を履行する意思は大学にありません。

また、大学は、中央労働委員会の求めに応じ、大阪府労働委員会からの救済命令を履行できない理由等を記載した回答書を提出する等、法令に従って手続きを進めており、法令遵守の観点からみてもこうした大学の対応に何ら問題がないことはいうまでもありません。

よって、貴組合による今回の団体交渉申入れには、大阪府労働委員会からの救済命令の履行を団体交渉の前提とするかのような記述がありますが、大学としてはこのような要求に応じることはできません。

次に、団体交渉の日程ですが、貴組合からの上記申入書にて提案のあった日時（6月27日（月）午前9時から、又は同月30日（木）午前10時から ともに箕面キャンパス）については、以前から決まっていた大学の会議日程等と重なっており、かつ、貴組合からの交渉申入れが直前（メールにて申入書の写しを受け取ったのが、6月24日（金）の午前中）になって行われたこともある、この会議日程を変更することはもはや不可能であるため、大学としては、再度団体交渉の開催日程として、以下のような複数の案を提案させていただきたく存じます（交渉時間については、交渉に必要な場合にその時間が延長されることを前もって拒むものではありません）。

以上、ご検討の上、6月28日（火）午前中までにご回答いただきますよう、お願ひいたします。

- ① 7月6日（水）12：00～13：00
- ② 7月6日（水）17：30～18：30
- ③ 7月8日（金）12：00～13：00
- ④ 7月8日（金）17：30～18：30

上記①～④のいずれかの日程で団体交渉を開催する場合、その会場については箕面キャンパスとすることに異存はありません。

なお、具体的な要求項目については、団体交渉の場で回答させていただきます。

以上